

事務処理規程の記載内容に関するご相談は弊社では受け付けておりません。
お手数ですが、顧問税理士や会計士、また国税庁にお問い合わせください。

(スマホインボイス FinFin 個人事業者利用の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

(保存先に取り込む前の訂正削除の禁止)

取引関係情報の内容について、保存先に取り込む前（訂正削除の記録が残らない状態）の訂正削除は禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由（正当な理由がある場合に限る。）によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、下記の内容を記載もしくは利用サービスで自動記録し、事後に訂正削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

(ア)対象の情報を識別する ID

(イ)取引先名

(ウ)訂正・削除日付

(エ)訂正・削除内容

(オ)訂正・削除理由

(カ)処理担当者名

この規程は、○年○月○日から施行する。